

令和8年度「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務説明書

1 事業名

「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト事業

2 業務の目的

全国で最多の200万人いるとされている佐藤姓は、平安時代に佐野で活躍し、平将門の乱を鎮めたとして知られる藤原秀郷公をその始祖としており、名字の由来を「佐野の藤原」とする説が有力である。

2020年3月に発足した佐藤の会は、全国の佐藤さんを本市の関係人口に位置付け、藤原秀郷公が築城したとされる国指定史跡の唐沢山城跡を聖地化し、国の交付金を活用するなど複合的に事業を実施することで、継続的な関係人口の創出・拡大と地域振興の促進を図ってきた。

これまで実施してきた事業を踏まえ、佐藤の会会員のきずなを深める取組やふるさと納税の獲得を通じて、更なる関係人口の創出拡大を目指す。

3 業務委託期間

契約の日から令和9年3月23日（火）まで

4 業務の場所

市が指定する場所

5 委託業務の内容

「佐藤さんゆかりの地」聖地化プロジェクト業務（以下「本業務」という）の内容は、以下のとおりとする。

全国の佐藤さんを、本市にそのルーツがあるとして関係人口の創出及び地域活性化に寄与する取り組みを実施する。これまでの取り組み内容については、別紙1「佐藤の会これまでの取組」のとおり。

- (1) 佐藤の会事務局の運営を行う。（個人会員・プレミアム個人会員の会員管理、入会受付、会員継続手続き、問い合わせ対応等を行い、かつ新規会員を増やし、プレミアム会員への切り替えを促す方策を立案すること。）
- (2) プレミアム個人会員の継続会員特典の製作、発送を行う。（1～6年目特典については、既に製作済みの特典品を対象者に発送すること。ただし、在庫が不足する場合は同製品を追加で製作するものとする。令和8年度は、会員7年目の特典製作にあたるため、〇佐ロゴなどを活用したオリジナル特典品を企画製作し、対象者へ発送すること。なお、製作個数は30個を

想定すること)

- (3) 佐藤さんおもてなし隊事務局の運営を行う。(隊員の管理、入隊受付、市内事業者へ佐藤さんグッズの開発やふるさと納税返礼品の製作支援、佐藤さんグッズ品評会の開催など隊員同士が交流するイベントの実施、問い合わせ対応等を行い、かつ新規隊員を増やす方策を立案すること。)
- (4) 公式ホームページやSNS等の運営及び情報発信を行う。(現在運営している、佐藤の会公式ホームページ・X・Facebook・YouTubeチャンネルを活用した情報発信をとおして、登録者(フォロワー)数の増加を図ること。)

※1 上記(1)、(4)については、契約締結後速やかに行うこと。

※2 上記(1)～(4)については、令和7年度までの実施内容であるが、それぞれの業務の目的や趣旨を損なわない範囲で新たな企画や効果を高める手法を提案しても差し支えない。

6 実施報告等

本業務における成果品として、事業報告書を次のとおり納品すること。

実施した業務の内容、会員実績等について、データ、写真、動画等により、具体的内容が分かりやすく整理されたもの。

紙媒体：1部、電子データ：1部(DVD-R等の媒体による。)

7 その他

(1) 再委託

受託者は、事前に文書をもって市の承諾を得た場合、本委託業務の実施に当たって一部の業務を受託者の責任において再委託先に委託することができるものとする。

(2) 報告及び検査

市は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

(3) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(4) 権利帰属

受託者から市に引き渡された成果品の所有権、著作権、その他当該成果品を利用するために必要な一切の権利は、当該引渡しの時点をもって全て市に帰属する。

ただし、業務の成果品に、受託者が従前から保有する知的財産権(著作

権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。)が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、市は、本業務の成果品を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

受託者は、前項の成果品につき、市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

(5) 補助金業務

受託者は、「佐藤の会事務局」となるものとする。

別紙2の佐野市佐藤の会活動事業費補助金交付要領第3条に規定する補助対象事業について、本業務と包括的に連動して実施する必要があることから、「佐藤の会事務局」として事業費の一部を補助する。

「佐藤の会事務局」は、事業計画書、収支予算書を添付して交付申請し、市が交付を決定する場合は、本業務に含まない事業費として予算の範囲内で上限額480万円を交付する。

(6) 留意事項

当初契約締結時に計画した業務が実施されない場合等は、当該業務に係る契約金額を減額する等の変更契約を行う。また、本説明書に疑義が生じた場合、本説明書により難い事由が生じた場合及び本説明書に記載のない事項については、市と受託者が協議の上、解決を図るものとする。

佐藤の会これまでの取組

HISTORY OF SATO NO KAI

2020

3月10日 佐藤の会発足



9月 東北キャラバン実施



2021

7月 佐藤の会おもてなし隊発足

3月 佐藤の会
オンラインサミット実施



8月 U字工事の旅!発見で
佐藤のルーツを紹介



11月 「佐藤の会オリジナルハンコ」完
成!佐野市ふるさと納税のお礼品と
して提供開始!



7月 モバイルスタンプラリー実施、
佐藤さんおもてなし隊総会を開催

2022

1月 イオンモール佐野新都市栃木県フェア
佐藤の会PRステージ

3月 佐藤の会聖地巡礼オンラインツアー

7月 佐藤さんおもてなし隊の総会を開催
名字研究家の森岡浩さんによる特別講演も

11月 日本橋(東京)で佐藤の会PR
イベント「佐藤さんいらっしゃ
い!とかいなかの佐野グル
メ」を開催



2023

3月 「3月10日は佐藤の日佐藤さんで、よかった。」の生配信

3月 佐藤の会NEW ERA®クラウドファンディングプロジェクト「佐藤の会オリジナル
キャップ制作」にて目標の961%となる792万9,000円を達成

10月 佐藤の会NEW ERA®クラウドファンディングプロジェクト第2弾「佐藤さん」が
ブランドになる特別なウェア」にて、目標の98%となる460万8,000円を達成



2024

3月 「3月10日は佐藤の日」佐藤さんで
よかった。"in佐野"の実施

11月 和歌山県海南市で開催された
「鈴木サミット」に参加



2025

1月 第1回佐藤さんグッズ品評会を開催

3月 「佐藤の日イベント 佐藤vs鈴木
草野球大会in佐野」を開催



2026

9月 さの秀郷公まつりステージにて佐藤の会 PR

1月 第2回佐藤さんグッズ品評会を開催

3月 「佐藤の日イベント 佐藤 vs 鈴木
サッカー対決 in 佐野」を開催



佐野市佐藤の会活動事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市が交付する佐野市佐藤の会活動事業費補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 補助金は、佐藤の会が行う佐藤さんゆかりの地聖地化による関係人口増加プロジェクトに係る経費の一部を市が補助し、もって佐藤の会の健全な運営に寄与することにより、本市の関係人口の創出を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 運営費として会議費、消耗品費その他事務に要する経費
- (2) 事業費として記念品の作成、イベント等の開催に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内において市長が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。